

令和2年11月19日  
川崎市人事委員会

「職員の給与に関する報告及び勧告」（令和2年10月）の訂正について

「職員の給与に関する報告及び勧告」（令和2年10月）について、以下のとおり誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。なお、本訂正による「勧告」の内容への影響はありません。

「別紙第1 報告」1ページ

誤
<p><b>1 職員の給与等の実態</b></p> <p>本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,649人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は、<u>404,241円</u>（給料<u>328,670円</u>、扶養手当<u>8,714円</u>、地域手当<u>55,196円</u>、その他<u>11,661円</u>）となっている。</p> <p>（以下略）</p>



正
<p><b>1 職員の給与等の実態</b></p> <p>本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,649人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は、<u>406,741円</u>（給料<u>332,565円</u>、扶養手当<u>7,667円</u>、地域手当<u>55,458円</u>、その他<u>11,051円</u>）となっている。</p> <p>（以下略）</p>